

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日 総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するもの（特定基地局にあつては、法第27条の13第4項の規定に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないもの）であること。この場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されている場合は当該契約の内容を、法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置が行われる場合は当該措置の実施状況を、それぞれ考慮すること。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>第3章～第14章 (略)</p> <p>別添1～8 (略)</p> <p>別表1～3 (略)</p> <p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、<u>施行規則第3条第5号の「その他これらに準ずる水域」を移動範囲とするものの水域とは、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うもの、<u>広帯域移動無線アクセスシステムに係るもの並びにMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行うもの</u>を除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、</u></p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第2章 免許を要する無線局の一般的審査 (無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 周波数の割当可能性は、次のアからエまでに適合するものであること。ただし、特定基地局にあつては、法第27条の13第4項に基づき指定された周波数の範囲内であり、他の無線局に混信を与えないものであること。これらの場合において、他の無線局の免許人等（法第6条第1項第9号に規定する免許人等をいう。以下同じ。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約が締結されているときは、その契約の内容を考慮すること。</u></p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(13) (略)</p> <p>第3章～第14章 (略)</p> <p>別添1～8 (略)</p> <p>別表1～3 (略)</p> <p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、<u>海上を移動範囲とするものについては、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（携帯無線通信を行うものを除く。）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）<u>であること。</u></u></p> |

港域を示す線) から3海里の線をいう。)、その他のものにあつては港域内(港則法(昭和23年法律第174号)第2条で定める港の区域内をいう。)とする。

(6)～(11) (略)

2～16 (略)

第4～第15 (略)

第16 簡易無線局(法第12条に基づき免許を受けたものに限る。)

1～4 (略)

5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、別表1によるほか、次により行うこと。

(1)・(2) (略)

(3) 900MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式及び周波数は、制御用チャンネルについて、F2D 903.0125MHzを、通話用チャンネルについては、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまでの25kHz間隔の79波又はこれに903.05MHzから904.975MHzまでの25kHz間隔の78波を加えた157波のいずれかを指定すること。

イ 空中線電力は、5W、3W、2W、1W、0.5W、0.3W、0.2W又は0.1Wのいずれかの値を指定すること。

ウ 無線局の免許又は再免許に当たっては、この無線局の運用において、平成24年7月25日以降、同一周波数帯を使用する電気通信業務(携帯無線通信用)による陸上移動業務の局からの混信を容認することを条件とすること。

(4) 920MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式については指定しないものとし、周波数については、920.5MHzから923.5MHzまでの100kHz間隔最大30波の周波数を指定する。

イ 空中線電力は0.25W以下であること。

(5) 950MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式及び周波数については、N0N、A1D、AXN、H1D、R1D、J1D、F1D、F2D又はG1D 954.2MHzとすること。

イ 空中線電力は0.25W以下であること。

ウ 平成25年1月1日以降は、現に954.2MHzの周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

エ 平成25年4月1日以降の再免許に当たっては、希望する免許の有効期間が平成30年3月31日までの範囲であること。

(6)・(7) (略)

(6)～(11) (略)

2～16 (略)

第4～第15 (略)

第16 簡易無線局(法第12条に基づき免許を受けたものに限る。)

1～4 (略)

5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、別表1によるほか、次により行うこと。

(1)・(2) (略)

(3) 900MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア 電波の型式及び周波数は、制御用チャンネルについて、F2D 903.0125MHzを、通話用チャンネルについては、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまでの25kHz間隔の79波又はこれに903.05MHzから904.975MHzまでの25kHz間隔の78波を加えた157波のいずれかを指定すること。

イ 空中線電力は、5W、3W、2W、1W、0.5W、0.3W、0.2W又は0.1Wのいずれかの値を指定すること。

(4)・(5) (略)

- 6～9 (略)
- 第17 構内無線局
- 1～6 (略)
- 7 周波数等の指定方法
- (1)・(2) (略)
- (3) 952MHzから956.4MHzまでの周波数の電波を使用する無線局
- ア 平成25年1月1日以降は、現に952MHzから956.4MHzまでの周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)
については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。
- イ 平成25年4月1日以降の再免許に当たっては、希望する免許の有効期間が平成30年3月31日までの範囲であること。
- 8～10 (略)
- 第18～第25 (略)
- 別紙2(第5条関係)無線局の目的別審査基準
- 第1 (略)
- 第2 陸上関係
- 1 電気通信業務用
- (1)～(15) (略)
- (16) 携帯無線通信を行う無線局等
- ア～オ (略)
- カ 無線設備の設置場所等
- (ア)・(イ) (略)
- (ウ) 陸上移動局の移動範囲
- A 業務用無線局のもの
当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内であること。
- B 機能試験用無線局のもの
当該事業者の業務区域内であること。
- キ 回線構成
- 携帯無線通信交換局の設備、無線回線制御局の設備、基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。
- ク 工事設計書等
- (ア)～(コ) (略)
- (サ) DS-CDMA方式の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

- 6～9 (略)
- 第17 構内無線局
- 1～6 (略)
- 7 周波数等の指定方法
- (1)・(2) (略)
- 8～10 (略)
- 第18～第25 (略)
- 別紙2(第5条関係)無線局の目的別審査基準
- 第1 (略)
- 第2 陸上関係
- 1 電気通信業務用
- (1)～(15) (略)
- (16) 携帯無線通信を行う無線局等
- ア～オ (略)
- カ 無線設備の設置場所等
- (ア)・(イ) (略)
- (ウ) 陸上移動局の移動範囲
- A 業務用無線局のもの
当該事業者の業務区域内(海域を含む。)又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内(海域を含む。)であること。
- B 機能試験用無線局のもの
当該事業者の業務区域内(海域を含む。)であること。
- キ 回線構成
- 自動車電話交換局、無線回線制御局、基地局、陸上移動局等及びこれらを結ぶ伝送路によって、構成されるものであること。
- ク 工事設計書等
- (ア)～(コ) (略)
- (サ) DS-CDMA方式の陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの又はCDMA 高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって二又は三の搬送波を同時に送信するものが送信する電波の周波数は、それぞれの通信方式の基地局の電波を受信することによって、それぞれ次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

A DS-CDMA 方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの

(A) 815MHzを超え845MHz以下又は900MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より45MHz低い周波数

(B)～(D) (略)

B CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって二又は三の搬送波を同時に送信するもの

(A) 隣接しない一の搬送波を送信するもの

815.76MHzから829.23MHzまでの30kHz間隔の450波又は1925.75MHzから1939.25MHzまでの50kHz間隔の271波

(B) 隣接する二の搬送波を送信するもの

816.375MHzから828.615MHzまでの30kHz間隔の409波又は1926.375MHzから1938.625MHzまでの50kHz間隔の246波

(C) 隣接する三の搬送波を送信するもの

816.99MHzから828MHzまでの30kHz間隔の368波又は1927MHzから1938MHzまでの50kHz間隔の221波

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 法第27条の12第2項第5号に規定する終了促進措置に係る特定基地局については、次に掲げる無線局（当該特定基地局に係る開設指針において終了促進措置の対象とされるものに限る。）に関し、終了促進措置の実施を完了し、又は当該特定基地局に係る認定開設者と当該無線局の免許人等（特定小電力無線局にあつては所有者又は占有者）との間で終了促進措置の実施（終了促進措置の実施によらない当該無線局を廃止又は周波数の変更の実施を含む。）及び当該特定基地局の開設について合意していること

の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの又はCDMA 高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって二又は三の搬送波を同時に送信するものが送信する電波の周波数は、それぞれの通信方式の基地局の電波を受信することによって、それぞれ次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

A DS-CDMA 方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの

(A) 815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より45MHz低い周波数

(B)～(D) (略)

B CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって二又は三の搬送波を同時に送信するもの

ケ(イ) D(A)又はJ(A)に掲げる周波数のうち任意の周波数

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。

なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(ア)～(ウ) (略)

。ただし、当該特定基地局が当該無線局へ混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

A 当該特定基地局と所轄総合通信局長（施行規則第51条の15第2項に規定する所轄総合通信局長をいう。）を同じくするMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局

B 当該特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県（特定基地局に係る包括免許にあっては、当該包括免許に係る無線設備を設置しようとする区域。以下この(エ)において同じ。）内を常置場所とする構内無線局

C 簡易無線局

D 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成23年総務省告示第513号）第5項第4号(6)の規定による協議の申入れのあった特定小電力無線局（特定基地局の無線ゾーンに係る都道府県内で運用しているものに限る。）

(オ) 903MHz から 905MHz までの周波数を含む周波数の電波を使用するものにあつては、この周波数（903MHz から 905MHz までの周波数に限る。）の使用は、平成27年11月30日までの間、同一周波数帯を使用する簡易無線局（パーソナル無線）からの混信を容認することを条件とするものであること。

コ・サ (略)

シ 他の無線局との干渉調整等

(ア) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（近接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。

(イ) TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE-TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあつては、人工衛星局（非静止）に対して、干渉波電力の総和が -200dBW/kHz を超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

ス その他

(ア) (略)

(イ) 特定基地局にあつては、電波の能率的な利用を確保するために認定計画に記載されている技術等を採用していることが明らかなものであること。その他当該特定基地局に係る開設指針及び認定計画に照らして適切なものであること。

(17)・(18) (略)

コ・サ (略)

シ 他システムとの共用

(ア) 他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策（隣接する周波数帯を使用する他の無線局に係るものにあつては、当該他の無線局の免許人との調整を含む。）を講ずるものであること。

(イ) TD-CDMA方式、TD-SCDMA方式、XGP方式、625k-MC方式、LTE-TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB-TDD方式のものにあつては、人工衛星局（非静止）に対して、干渉波電力の総和が -200dBW/kHz を超えないようにネットワークの構築及び運用を行うものであること。

ス その他

(ア) (略)

(イ) 特定基地局にあつては、電波の能率的な利用を確保するために認定計画に記載されている技術等を採用していることが明らかであること。

(17)・(18) (略)

(19) 広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用する無線局

広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHz から 2595MHz までの周波数（以下本項(19)において「地域アクセスバンド」という。）の電波を使用する無線局の審査は、次のとおり行う。

ア 一般的事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 無線設備の設置場所等

A・B (略)

C 陸上移動局の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

申請者の業務区域内又は申請者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内

(B) 機能試験用無線局のもの

申請者の業務区域内

(キ) (略)

イ～カ (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2545MHz から 2575MHz まで及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。）の無線局

ア～ク (略)

ケ 他の無線局との干渉調整等

他の事業者が開設する業務用無線局及び周波数帯域が隣接する他のシステムの無線局へ干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること。

2,575MHzから2,595MHzまでの周波数の電波を使用する無線局との干渉対策にあつては、当該無線局の免許人等との調整を講じていることが示されていること。

コ その他

特定基地局にあつては、電波の能率的な利用を確保するために認定計画に記載されている技術等を採用していることが明らかなものであることその他当該特定基地局に係る開設指針及び認定計画に照らして適切なものであること。

(21) (略)

(19) 広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHz から 2595MHz までの周波数の電波を使用する無線局

広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHz から 2595MHz までの周波数（以下本項(19)において「地域アクセスバンド」という。）の電波を使用する無線局の審査は、次のとおり行う。

ア 一般的事項

(ア)～(オ) (略)

(カ) 無線設備の設置場所等

A・B (略)

C 陸上移動局の移動範囲は、「申請者の業務区域内」又は「申請者の業務区域内又は申請者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内」であること。ただし、機能試験用の無線局にあつては、「申請者の業務区域内」であること。

(キ) (略)

イ～カ (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2545MHz から 2575MHz まで及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。）の無線局

ア～ク (略)

ケ 他システムとの共用等

他の事業者が開設する業務用無線局及び周波数帯域が隣接する他のシステムの無線局へ干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること。

2,575MHzから2,595MHzまでの周波数の電波を使用する無線局との干渉対策にあつては、当該無線局の免許人等との調整を講じていることが示されていること。

コ その他

基地局にあつては、次のとおりであること。

(ア) 電波の能率的な利用を確保するため、認定計画に記載されている技術等を採用していること。

(イ) (ア)のほか、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針（平成19年総務省告示第457号）に照らして適切なものであること。

(21) (略)

2 公共業務用

- (1) (略)
- (2) 削除

2 公共業務用

- (1) (略)
- (2) 防災行政用（地域防災無線を行う無線局に限る。）
 - 地域防災無線通信を行う無線局であって、846MHzを超え903MHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下この(2)において「地域防災無線」という。）の審査は、次により行う。
 - ア 免許主体
 - 市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。
 - イ 地域防災無線の位置付け及び運用
 - (ア) 地域防災無線は、市町村の開設する防災行政無線網における地域防災系を構成するものであること。
 - (イ) 災害対策に関する通信を行うため当該地域における地域防災関係機関及び生活関連機関(注)を構成員とする団体（以下「地域防災無線協議会」という。）が、施行規則第5条の2の規定に基づき、地域防災無線を一体的に運用するものであること。
 - (ウ) 地域防災無線協議会は、無線局の運用、管理等についての規約を制定していること。
 - (エ) 地域防災無線協議会の構成は、災害時における円滑な情報の収集・伝達が確保されるよう、特定の分野の機関にかたよることなく、多様な生活関連機関を網羅しているものであること。
 - (注) 地域防災関係機関及び生活関連機関の範囲は、次のとおりとする。
 - 1 地域防災関係機関の範囲
 - 地域の災害対策に携わる市町村、消防、水防、警察等の機関
 - 2 生活関連機関の範囲
 - 医療、電気、ガス、通信、運輸、金融、教育、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、自主防災組織等防災上住民生活に密接に関連する機関
 - ウ 根本基準の適用
 - 地域防災無線は、その公共的性格にかんがみ、根本基準第4条の公共業務用無線局に該当する無線局とする。
 - エ 回線構成
 - (ア) 回線構成は、基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局の相互間（陸上移動中継局による中継を含む。）を単一通信路で構成するものであること。
 - (イ) 陸上移動中継局は、電波伝搬上特に必要が認められる場合に開設するものであること。この場合において、その必要性に応じ、多段中継回線を構成す

ること。

(ウ) 多段中継回線を構成する場合であって、2以上の単一通信路による通信を一括して中継することが必要であると認められるときは、多重通信路であること。

オ 通信の相手方

(ア) 基地局

次の範囲内であること。

- A 免許人所属の陸上移動局
- B 免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局
- C 免許人所属の陸上移動局及び個別受信機
- D 免許人所属の陸上移動局、陸上移動中継局及び個別受信機

(イ) 陸上移動局

次の範囲内であること。

- A 免許人所属の基地局及び陸上移動局
- B 免許人所属の基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局

(ウ) 陸上移動中継局

次の範囲内であること。

- A 免許人所属の基地局及び陸上移動局
- B 免許人所属の基地局、陸上移動局及び個別受信機

カ 工事設計

(ア) 基地局

- A 定格出力は、5W以下であること。
- B 空中線は、その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。
- C 空中線の利得は、実効輻射電力が5W以下となるものであること。

(イ) 陸上移動局

- A 定格出力は、5W以下であること。
- B 空中線は、その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。
- C 空中線の利得は、実効輻射電力が5W以下となるものであること。
- D 一斉通報用チャンネルが属する群と異なる群の通話用チャンネルの周波数の電波の発射は、基地局からの制御により可能となるものであること。

(ウ) 陸上移動中継局

- A 定格出力は、10W以下であること。
- B 通信方式は、複信方式であること。
- C 中継方式は、ベースバンド中継方式であること。

- D 空中線は、その発射電波の偏波面が垂直となるものであること。
- E 空中線は、必要と認められる業務区域に適した指向特性を有するものであること。
- F すべての周波数の電波が同時に発射できるものであること。

キ 周波数等

(ア) 電波の型式

A 基地局及び陸上移動局

- (A) 制御用チャンネル及び中継制御用チャンネルについては、F 2 Dであること。
- (B) 通話用チャンネル、一斉通報用チャンネル及び上り中継用チャンネルについては、F 2 C、F 2 D、F 2 F、F 3 C及びF 3 Eであること。

B 陸上移動中継局

- (A) 制御用チャンネル及び一斉通報用チャンネルについては、F 2 Dであること。
- (B) 下り中継用チャンネルについては、F 2 C、F 2 D、F 2 F、F 3 C及びF 3 Eであること。

(イ) 周波数

A 周波数ブロックの割当ては、別表1で定める周波数により次の割当計画を作成した上で行うこと。

- (A) 原則として一の市町村に一の周波数ブロックを割り当てること。
- (B) 周波数帯域の選定に当たっては、業務区域周辺におけるUHFテレビジョン放送の受信に対し、イメージ周波数(テレビジョン割当周波数 $\pm 3\text{MHz} + 2 \times 57\text{MHz}$)による妨害を与えないこと。

B 基地局及び陸上移動局の周波数は、制御用チャンネル、一斉通報用チャンネル及びすべての通話用チャンネルの周波数であること。また、陸上移動中継局を開設する場合には、更に一斉通報用チャンネルが属する周波数ブロックのすべての上り中継用チャンネル及び中継制御用チャンネルの周波数であること。この場合、一斉通報用チャンネルの属する群と異なる群の通話用チャンネルの周波数については、「この周波数の使用は、非常災害時に限る。」の旨の付録が付されるものであること。

C 陸上移動中継局の周波数は、制御用チャンネル、一斉通報用チャンネル及び必要性に応じて4チャンネルの範囲内で下り中継用チャンネルであること。

(ウ) 空中線電力

A 基地局の空中線電力は、周波数の繰り返し利用を考慮して5W以下

で、かつ、必要最小限であること。

B 陸上移動中継局の空中線電力は、送信規模(20logh+10logPt+G-L)が49dB以下となるものであって、周波数の繰り返し利用を考慮して10W以下で、かつ、必要最小限であること。

h：空中線の海拔高と、当該陸上移動中継局のサービスエリアの平均海拔高との差(m)

Pt：空中線電力(W)

C：空中線の絶対利得(dB)

L：給電線その他送信空中線系挿入物による損失(dB)

ク 通信統制

災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保するため、基地局において必要に応じて通信内容を監視し、一斉通報・統制通信等ができるものであること。また、基地局のバックアップ等のため、基地局との切り換え運用によって通信統制を行うことができる陸上移動局を一に限り開設することができるものであること。

ケ その他

(ア) 無線設備を設置する場所は、防災業務遂行上適切な場所であること。

(イ) 基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、商用電源の障害時においてもその機能を十分に確保できるものであること。

(ウ) 基地局において、陸上移動中継局の運用監視制御ができるものであること。

コ 混信保護の標準

基地局及び陸上移動中継局から発射される電波の電界強度は、次の条件に合致するものであること。

(ア) 当該無線局のサービスエリアの場所率70%以上において、他の基地局又は陸上移動中継局から発射される同一周波数の電波の電界強度に対して10dB以上高い値であること。

(イ) 当該無線局の周辺におけるUHFテレビジョン放送の受信に対し、イメージ周波数によるテレビジョン受信機の受信機入力電圧に対するD/U比が0dB以上となるものであること。

サ 提出を求める資料

免許申請に際し、次の資料の提出があること。

(ア) 地域防災無線協議会の規約及び構成員名簿

(イ) 無線局のシステム番号、グループ番号及び個別番号の一覧表

シ 免許の条件等

(3)～(19) (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(8) (略)

(9) MCA 陸上移動通信用

ア 一般的審査

MCA陸上移動通信を行う無線局（MCA制御局、指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この(9)において「機能試験用無線局」という。）並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局（デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この(9)において「デジタル機能試験用無線局」という。）であって、850MHzを超え 940MHz以下（以下この(9)において「800MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの及び1,455.35MHzを超え 1,513MHz以下（以下この(9)において「1.5GHz帯」という。）の周波数の電波を使用するものの一般的審査は、次により行う。

(ア) 地域防災無線協議会の規約又は構成員の変更があった場合は、地方総合通信局長へ速やかに届け出ること。

(イ) 市町村地域防災計画に、地域防災無線の運用に関する事項を盛り込まれているものであること。

ス 異なる免許人間における相互通信

隣接する市町村との間で締結した災害相互応援協定に基づき、異なる免許人との間で相互に通信を行う場合には、別紙1の当該規定によるほか、次によること。

(ア) 基地局の通信の相手方は、異なる免許人に所属する陸上移動中継局を含むものでないこと。

(イ) 基地局及び陸上移動局の通話用チャンネルであって一斉通報用チャンネルの属する群と異なる群の通話用チャンネルの周波数を割り当てる場合は、「この周波数の使用は、非常災害時並びに相互応援及びその訓練を行う場合に限る。」の旨の付款を付して認めることとする。

(ウ) 相互応援協定を締結する相手側が陸上移動中継局を開設している場合、陸上移動局は、当該陸上移動中継局に指定された周波数が属する周波数ブロックのすべての上り中継用チャンネルの周波数及び中継制御用チャンネルの周波数及び中継制御用チャンネルの周波数（既に指定を受けている場合を除く。）であること。この場合、「この周波数の使用は、相互応援及びその訓練を行う場合に限る。」の旨の付款を付して認めることとする。

(3)～(19) (略)

3 その他の一般無線局

(1)～(8) (略)

(9) MCA 陸上移動通信用

ア 一般的審査

MCA陸上移動通信を行う無線局（MCA制御局、指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この(9)において「機能試験用無線局」という。）並びにデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局（デジタルMCA制御局、デジタル指令局及び陸上移動局（管理移動局を含む。））及びデジタル陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局（以下この(9)において「デジタル機能試験用無線局」という。）であって、836MHzを超え 915MHz以下（以下この(9)において「800MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの及び1,453MHzを超え 1,525MHz以下（以下この(9)において「1.5GHz帯」という。）の周波数の電波を使用するものの一般的審査は、次により行う。

(ア) 用語の意義

(9)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

A (略)

B 「ユーザ識別符号」とは、MCA制御局又はデジタルMCA制御局の中継により通信を行う指令局若しくはデジタル指令局と陸上移動局又は陸上移動局の集団を識別するために制御用チャンネルを使用して送出される平成5年郵政省告示第124号（MCA陸上移動通信を行うMCA制御局等が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の件）に規定するユーザコード又は平成15年総務省告示第143号（デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局、デジタル指令局、陸上移動局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の条件）に規定する群コード若しくはこれに相当する符号をいう。

C～M (略)

(イ) 免許人等

A MCA制御局又はデジタルMCA制御局（以下この(9)において「MCA制御局等」という。）は、根本基準第5条の2に適合するものであって、その免許人は、MCA陸上移動通信又はデジタルMCA陸上移動通信の業務（以下この(9)において「MCA陸上移動通信等の業務」という。）を提供することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

B 指令局又はデジタル指令局（以下この(9)において「指令局等」という。）並びにMCA陸上移動通信を行う陸上移動局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（以下この(9)において「陸上移動局等」という。）は、根本基準第8条に適合するものであること。

なお、これらの無線局は、公共業務を行うことを開設理由とする場合であっても「MCA 陸上移動通信用」として開設を認めることとする。この場合、移動可能な無線設備を用いて固定的に運用するものであっても陸上移動局として認める。

C 機能試験用無線局又はデジタル機能試験用無線局（以下この(9)において「機能試験用無線局等」という。）の免許人は、MCA制御局等の免許人であること。

D MCA制御局等を運用する業務（以下この(イ)において「業務」という。）の計画は、次の条件を満足するものであること。

(A) 業務の実施計画等は、次の条件を満足するものであること。

a MCA制御局等の開設に当たっては、無線ゾーンにおける移動通信

(ア) 用語の意義

(9)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

A (略)

B 「ユーザ識別符号」とは、MCA制御局又はデジタルMCA制御局の中継により通信を行う指令局若しくはデジタル指令局と陸上移動局又は陸上移動局の集団を識別するために制御用チャンネルを使用して送出される平成5年郵政省告示第124号（MCA陸上移動通信を行うMCA制御局等が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の件）に規定するユーザコード又は平成15年郵政省告示第143号（デジタルMCA陸上移動通信を行うデジタルMCA制御局、デジタル指令局、陸上移動局又はデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局が装置する制御装置に備え付けることを要する記憶装置の条件）に規定する群コード若しくはこれに相当する符号をいう。

C～M (略)

(イ) 免許人等

A MCA制御局（デジタルを含む。）は、根本基準第5条の2に適合するものであって、その免許人は、MCA陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。

B 指令局（デジタルを含む。）及び陸上移動局は、根本基準第8条に適合するものであること。

なお、これらの無線局は、公共業務を行うことを開設理由とする場合であっても「MCA 陸上移動通信用」として開設を認めることとする。この場合、移動可能な無線設備を用いて固定的に運用するものであっても陸上移動局として認める。

C 機能試験用無線局（デジタルを含む。）の免許人は、MCA制御局（デジタルを含む。）の免許人であること。

D MCA制御局（デジタルを含む。）を運用する業務（以下この(イ)において「業務」という。）の計画は、次の条件を満足するものであること。

(A) 業務の実施計画等は、次の条件を満足するものであること。

a MCA制御局（デジタルを含む。）の開設に当たっては、無線ゾーン

の需要予測に基づく通話用チャンネル又はシステムの増設を十分配慮していること。

b MCA制御局等が中継を行っている無線局の運用実態を把握できること。

c MCA制御局等の無線設備の試験又は調整を行うことができる機能を有していること。

(B) MCA制御局等の使用に関する条件は、その局の運営上適正なものであり、かつ、使用局数、群の数、延べ通話時間等の使用の規模に応じて妥当なものであること。

E 専用システムへの収容は、周波数の利用効率に支障をきたさない場合であって、次のいずれかに該当する場合に限り認めることとする。

(A) Bのなお書きに掲げる公共性の高い業務を行う免許人が開設する指令局等又は陸上移動局等（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(B) データ通信を専用で行う指令局等又は陸上移動局等（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(C) 一般乗用旅客自動車運送事業者が開設する指令局等又は陸上移動局等（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(D) その他、特定のユーザの指令局等又は陸上移動局等（第4の2に定める特定無線局を含む。）を専用システムに収容することによって、他のユーザの通信に著しく支障を来すことが回避できることとなる場合

(ウ) 通信の相手方及び通信事項

A MCA制御局等

(A)・(B) (略)

B 指令局等及び陸上移動局等

(A)・(B) (略)

C 機能試験用無線局等

(A)・(B) (略)

(エ) 周波数等

A (略)

B 周波数

(A) 800MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

a MCA 制御局 (MCA 前進中継局を除く。)
(略)

におけるMCA陸上移動通信 (デジタルを含む。)の需要予測に基づく通話用チャンネル又はシステムの増設を十分配慮していること。

b MCA制御局 (デジタルを含む。)が中継を行っている無線局の運用実態を把握できること。

c MCA制御局 (デジタルを含む。)の無線設備の試験又は調整を行うことができる機能を有していること。

(B) MCA制御局 (デジタルを含む。)の使用に関する条件は、その局の運営上適正なものであり、かつ、使用局数、群の数、延べ通話時間等の使用の規模に応じて妥当なものであること。

E 専用システムへの収容は、周波数の利用効率に支障をきたさない場合であって、次のいずれかに該当する場合に限り認めることとする。

(A) Bのなお書きに掲げる公共性の高い業務を行う免許人が開設する指令局 (デジタルを含む。)又は陸上移動局（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(B) データ通信を専用で行う指令局 (デジタルを含む。)又は陸上移動局（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(C) 一般乗用旅客自動車運送事業者が開設する指令局 (デジタルを含む。)又は陸上移動局（第4の2に定める特定無線局を含む。）

(D) その他、特定のユーザの指令局 (デジタルを含む。)又は陸上移動局（第4の2に定める特定無線局を含む。）を専用システムに収容することによって、他のユーザの通信に著しく支障を来すことが回避できることとなる場合

(ウ) 通信の相手方及び通信事項

A MCA制御局 (デジタルを含む。)

(A)・(B) (略)

B 指令局 (デジタルを含む。)及び陸上移動局

(A)・(B) (略)

C 機能試験用無線局 (デジタルを含む。)

(A)・(B) (略)

(エ) 周波数等

A (略)

B 周波数

(A) 800MHz 帯の周波数の電波を使用するもの

a MCA 制御局 (MCA 前進中継局を除く。)
(略)

- b MCA 前進中継局
 - a の周波数及び a の周波数に 55MHz 又は 80MHz を加えた周波数であること。
- c 指令局及び MCA 陸上移動通信を行う 陸上移動局
 - a の周波数にそれぞれ 55MHz 又は 80MHz を加えた周波数であること。
- d デジタル MCA 制御局 (デジタル MCA 前進中継局を除く。)
 - 850.025MHz 及び 850.025MHz に 25kHz の整数倍を加えた周波数であって 859.975MHz 以下の周波数であること。
- e デジタル MCA 前進中継局
 - d の周波数及び d の周波数に 55MHz 又は 80MHz を加えた周波数であること。
- f デジタル指令局及び デジタル MCA 陸上移動通信を行う 陸上移動局
 - d の周波数にそれぞれ 55MHz 又は 80MHz を加えた周波数であること。
- g 機能試験用無線局等
 - (a) MCA 制御局等と設備を共用する無線局設備を共用する MCA 制御局等と同じ周波数であること。
 - (b) (a) 以外のもの
 - 通信の相手方となる MCA 制御局等の周波数にそれぞれ 55MHz 又は 80MHz を加えた周波数であること。

(B) 1.5GHz 帯の周波数の電波を使用する もの

- a デジタル MCA 制御局 (デジタル MCA 前進中継局を除く。)
 - 別表 1 に示す周波数であること。
- b デジタル MCA 前進中継局

- b MCA 前進中継局
 - a の周波数及び a の周波数に 55MHz を加えた周波数であること。
- c 指令局及び陸上移動局
 - a の周波数にそれぞれ 55MHz を加えた周波数であること。
- d デジタル MCA 制御局 (デジタル MCA 前進中継局を除く。)
 - 836.025MHz 及び 836.025MHz に 25kHz の整数倍を加えた周波数であって 837.975MHz 以下並びに 850.025MHz 及び 850.025MHz に 25kHz の整数倍を加えた周波数であって 859.975MHz 以下の周波数であること。
- e デジタル MCA 前進中継局
 - d の周波数及び d の周波数に 55MHz を加えた周波数であること。
- f デジタル指令局及び陸上移動局
 - d の周波数にそれぞれ 55MHz を加えた周波数であること。
- g 機能試験用無線局 (デジタルを含む。)
 - (a) MCA 制御局 (デジタルを含む。) と設備を共用する無線局設備を共用する MCA 制御局 (デジタルを含む。) と同じ周波数であること
 - (b) (a) 以外のもの
 - 通信の相手方となる MCA 制御局 (デジタルを含む。) の周波数にそれぞれ 55MHz を加えた周波数であること。

(B) 1.5GHz 帯の周波数の電波を使用する もの。

- a MCA 制御局 (MCA 前進中継局を除く。)
 - 別表 1 に示す周波数及びその周波数から 12.5kHz を減じたインターリーブ波 (1513.0125MHz を除く。) であること。
- b MCA 前進中継局
 - a の周波数及び a の周波数から 48MHz を減じた周波数であること。
- c 指令局及び陸上移動局
 - a の周波数からそれぞれ 48MHz を減じた周波数であること。
- d デジタル MCA 制御局 (デジタル MCA 前進中継局を除く。)
 - 別表 1 に示す周波数であること。
- e デジタル MCA 前進中継局

Dの周波数及びdの周波数から48MHzを減じた周波数であること。

c デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局
Dの周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

d 機能試験用無線局等

- (a) MCA制御局等と設備を共用する無線局
設備を共用するMCA制御局等と同じ周波数であること。
- (b) (a)以外のもの
通信の相手方となるMCA制御局等の周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

C (略)

(オ) 無線設備の設置場所等

A MCA制御局等の無線設備の設置場所は、無線ゾーンの設定、周波数の繰返し利用、UHFテレビジョン放送に対するイメージ妨害等との関連において適切であること。

B 指令局等の無線設備の設置場所は、通信の相手方となるMCA制御局等の無線ゾーン内であること。

ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーンの近傍に設置することができるものとする。

C 陸上移動局の移動範囲は、通信の相手方の無線ゾーン内とする。

D MCA制御局等と無線設備を共用する機能試験用無線局等を通信の相手方とする機能試験用無線局等の無線設備の設置場所は、当該MCA制御局等の無線ゾーン内であること。ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーン外に設置することを認めることとする。

(カ) 工事設計

A～D (略)

E 指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

- (A) 送信装置の周波数偏移又は周波数偏位は、(±)2.5kHz以内であること。

Dの周波数及びdの周波数から48MHzを減じた周波数であること。

f デジタル指令局及び陸上移動局
Dの周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

g 機能試験用無線局 (デジタルを含む。)

- (a) MCA制御局 (デジタルを含む。)と設備を共用する無線局
設備を共用するMCA制御局 (デジタルを含む。)と同じ周波数であること。

- (b) (a)以外のもの
通信の相手方となるMCA制御局 (デジタルを含む。)の周波数からそれぞれ48MHzを減じた周波数であること。

C (略)

(オ) 無線設備の設置場所等

A MCA制御局 (デジタルを含む。)の無線設備の設置場所は、無線ゾーンの設定、周波数の繰返し利用、UHFテレビジョン放送に対するイメージ妨害等との関連において適切であること。

B 指令局 (デジタルを含む。)の無線設備の設置場所は、通信の相手方となるMCA制御局 (デジタルを含む。)の無線ゾーン内であること。

ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーンの近傍に設置することができるものとする。

C 陸上移動局の移動範囲は、通信の相手方の無線ゾーン内とするが、別紙1の第3の1(5)にかかわらず、同ゾーン内に含まれる海域を含むものであること。

D MCA制御局 (デジタルを含む。)と無線設備を共用する機能試験用無線局 (デジタルを含む。)を通信の相手方とする機能試験用無線局 (デジタルを含む。)の無線設備の設置場所は、当該MCA制御局 (デジタルを含む。)の無線ゾーン内であること。ただし、周波数の利用効率に支障を与えるおそれのない場合に限り、無線ゾーン外に設置することを認めることとする。

(カ) 工事設計

A～D (略)

E 指令局及び陸上移動局

- (A) 送信装置の周波数偏移又は周波数偏位は、800MHz帯の周波数にあつては(±)2.5kHz以内、1.5GHz帯の周波数にあつては(±)5kHz以内

(B) (略)

(C) 送信することができる電波の周波数は、905.0125MHz及び905.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって914.9875MHz以下の全てのもの又は930.0125MHz及び930.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって939.9875MHz以下の全てのものであること。

(D) 受信することができる電波の周波数は、850.0125MHz及び850.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって、859.9875MHz以下の全てのものであること。

(E)～(H) (略)

F デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

(A) (略)

(B) 送信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
905.025MHz及び905.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であって914.975MHz以下の全てのもの又は930.025MHz及び930.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であって939.975MHz以下の全てのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
1,455.375MHz及び1,455.375MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であって、1,464.975MHz以下の範囲のもの。ただし、通信に当たってはデジタルMCA制御局から指定された周波数以外送信できないこと。

(C) 受信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
850.025MHz及び850.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、859.975MHz以下の全てのもの。

であること。

(B) (略)

(C) 送信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のとおりであること。
905.0125MHz及び905.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって914.9875MHz以下のすべてのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のとおりであること。
1465.025MHz及び1465.025MHzに12.5kHzの整数倍を加えた周波数であって1476.975MHz以下のすべてのもの。

(D) 受信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のとおりであること。
850.0125MHz及び850.0125MHzに6.25kHzの整数倍を加えた周波数であって859.9875MHz以下のすべてのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のとおりであること。
1513.025MHz及び1513.025MHzに12.5kHzの整数倍を加えた周波数であって1524.975MHz以下のすべてのもの。

(E)～(H) (略)

F デジタル指令局及び陸上移動局

(A) (略)

(B) 送信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
891.025MHz及び891.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて892.975MHz以下のすべてのもの並びに905.025MHz及び905.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて914.975MHz以下のすべてのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
1,453.025MHz及び1,453.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて1,464.975MHz以下の範囲のもの。ただし、通信に当たってはデジタルMCA制御局から指定された周波数以外送信できないこと。

(C) 受信することができる電波の周波数

a 800MHz帯の周波数にあつては、次のものであること。
836.025MHz及び836.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて837.975MHz以下のすべてのもの並びに850.025MHz及び850.025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて859.975MHz以

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

1, 503. 375MHz及び1, 503. 375MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、1, 512. 975MHz以下の範囲のもの。

(D)～(F) (略)

G 機能試験用無線局等

(A) MCA制御局等の無線設備の試験又は調整をするために必要な機能(監視制御のための機能を含む。)を有するものであること。

(B) 試験又は調整をするために使用するユーザ識別符号は、指令局等又は陸上移動局等のユーザ識別符号と一致しないものであること。

(キ)・(ク) (略)

(ケ) 電気通信事業者(以下この(9)において「事業者」という。)が提供する回線(以下この(9)において「事業者回線」という。)との接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者回線との接続は、指令局等、陸上移動局等、MCA制御局等(MCA前進中継局及びデジタルMCA前進中継局を除く。以下この(ケ)及び(コ)において同じ。)又は機能試験用無線局等において行うものであること。

B～E (略)

(コ) MCA 制御局相互間の接続

MCA 制御局相互間の接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者が提供する専用線により接続する場合

(A) (略)

(B) 無線局事項書の「開設又は変更を必要とする理由」欄は、「本 MCA 制御局を使用する者から、事業者回線との接続の要望があるため。」のように相互接続を必要とする理由が記載されているものであること。

なお、MCA制御局等を使用する免許人が契約者である場合は、「何(免許人)が専用線で〇〇制御局と相互接続を行います。」のように記載されているものであること。

(C)～(E) (略)

B (略)

下のすべてのもの。

b 1.5GHz帯の周波数にあつては、次のものであること。

1, 501. 025MHz及び1, 501. 025MHzに25kHzの整数倍を加えた周波数であつて、1, 524. 975MHz以下の範囲のもの。

(D)～(F) (略)

G 機能試験用無線局(デジタルを含む。)

(A) MCA制御局(デジタルを含む。)の無線設備の試験又は調整をするために必要な機能(監視制御のための機能を含む。)を有するものであること。

(B) 試験又は調整をするために使用するユーザ識別符号は、指令局(デジタルを含む。)又は陸上移動局のユーザ識別符号と一致しないものであること。

(キ)・(ク) (略)

(ケ) 電気通信事業者(以下この(9)において「事業者」という。)が提供する回線(以下この(9)において「事業者回線」という。)との接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者回線との接続は、指令局(デジタルを含む。)、陸上移動局、MCA制御局(デジタルを含む。ただし、MCA前進中継局及びデジタルMCA前進中継局を除く。以下この(ケ)及び(コ)において同じ。)又は機能試験用無線局(デジタルを含む。)において行うものであること。

B～E (略)

(コ) MCA 制御局相互間の接続

MCA 制御局相互間の接続を行う場合にあつては、次の条件を満足するものであること。

A 事業者が提供する専用線により接続する場合

(A) (略)

(B) 無線局事項書の「開設又は変更を必要とする理由」欄は、「本 MCA 制御局を使用する者から、事業者回線との接続の要望があるため。」のように相互接続を必要とする理由が記載されているものであること。

なお、MCA制御局(デジタルを含む。)を使用する免許人が契約者である場合は、「何(免許人)が専用線で〇〇制御局と相互接続を行います。」のように記載されているものであること。

(C)～(E) (略)

B (略)

(サ) (略)

イ 周波数指定の詳細審査

MCA 陸上移動通信を行う無線局の周波数指定の詳細審査は、次により行う。

(ア) MCA制御局等

A 周波数の指定

(A) 周波数の数

a MCA制御局 (MCA前進中継局を除く。)

次に定める条件を満足する場合に、原則として、次表における標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで「無線局数」は、指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の合計の数 (第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含み、データ伝送のみを行うものを除く。)とする。ただし、専用システム及び可搬型MCA制御局については、この限りでない。

表 (略)

(a)～(e) (略)

b (略)

c 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局 (デジタルMCA前進中継局を除く。)

次に定める条件を満足する場合に、次表において、標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで、「無線局数」は、デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の合計の数 (第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含む。)とする。ただし、デジタルネットワークにあつては当該デジタルネットワークに加入するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の総数 (第4の2に定める特定無線局の最大運用数を含む。)から、当該デジタルネットワーク内の各システムを使用する比率に従つてそれぞれのシステムを使用するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局の局数として算出するものとする。

表1～2 (略)

d (略)

(B) (略)

B (略)

C その他の事項

(A) MCA陸上移動通信等の業務の適正な運用の確保を図るため、予備免許及び免許に際して、「使用に関する条件を変更しようとするときは、

(サ) (略)

イ 周波数指定の詳細審査

MCA 陸上移動通信を行う無線局の周波数指定の詳細審査は、次により行う。

(ア) MCA制御局 (デジタルを含む。)

A 周波数の指定

(A) 周波数の数

a MCA制御局 (MCA前進中継局を除く。)

次に定める条件を満足する場合に、原則として、次表における標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで「無線局数」は、指令局及び陸上移動局 (第4の2に定める特定無線局を含む。)の合計の数 (データ伝送のみを行うものを除く。)とする。ただし、専用システム及び可搬型MCA制御局については、この限りでない。

表 (略)

(a)～(e) (略)

b (略)

c 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するデジタルMCA制御局 (デジタルMCA前進中継局を除く。)

次に定める条件を満足する場合に、次表において、標準的収容可能無線局数に対応する周波数の数を指定することとする。ここで、「無線局数」は、デジタル指令局及び陸上移動局 (第4の2に定める特定無線局を含む。)の合計の数とする。ただし、デジタルネットワークにあつては当該デジタルネットワークに加入する陸上移動局 (審査基準第4の2に定める特定無線局を含む。)の総数から、当該デジタルネットワーク内の各システムを使用する比率に従つてそれぞれのシステムを使用する陸上移動局の局数として算出するものとする。

表1～2 (略)

d (略)

(B) (略)

B (略)

C その他の事項

(A) MCA陸上移動通信 (デジタルを含む。)業務の適正な運用の確保を図るため、予備免許及び免許に際して、「使用に関する条件を変更し

あらかじめ、〇〇総合通信局長に届け出ること。」の条件を付した上で認めることとする。

(B) MCA制御局等が、その無線設備の管理事務を委託して行うものであるときは、その管理事務を受託する者が当該MCA制御局等の無線設備（事業者回線との接続のための設備を含む。）の所有者と同一でないことを示す資料の提出を求め審査する。

(C) 通信の相手方となるMCA前進中継局、デジタル前進中継局、指令局等又は陸上移動局等の周波数が 905MHzを超え 915MHz以下を含み、当該周波数と対の二周波方式で通信を行う場合の使用期限は平成 30 年 3 月 31 日まで、1503.35MHzを超え 1513MHz以下を含み、当該周波数と対の二周波方式で通信を行う場合の使用期限は平成 26 年 3 月 31 日までに限る。

(D) 当該MCA陸上移動通信システム及びデジタルMCA陸上移動通信システムの運用開始の日（周波数の追加が行われた場合は、周波数の追加に係る変更の許可の日）から5年後の日において当該システムを使用する無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）が当該システムの周波数の数に対応する標準的収容可能見込局数の70%を超えないことが明らかな場合には、原則として当該システムの周波数の数を削減して変更申請を要するものであること。

(イ) 指令局等及び陸上移動局等

A 周波数

(A) 指令局及びMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。）

周波数ブロック1から50までの周波数ブロックの周波数（インターリーブ波を含む。）に対し、それぞれ55MHz又は80MHz高い全ての周波数を認めることとする。

(B) デジタル指令局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局（

ようとするときは、あらかじめ、〇〇総合通信局長に届け出ること。」の条件を付した上で認めることとする。

(B) MCA制御局（デジタルを含む。）が、その無線設備の管理事務を委託して行うものであるときは、その管理事務を受託する者が当該MCA制御局（デジタルを含む。）の無線設備（事業者回線との接続のための設備を含む。）の所有者と同一でないことを示す資料の提出を求め審査する。

(C) 836MHzを超え 838MHz以下の周波数を指定しようとするときは、申請者又は免許人に対し、当該周波数の使用期限を周知するとともに、使用期限満了までに 850MHzを超え 860MHz以下の周波数へ移行することについて同意していることを確認する。

(D) 1,513MHzを超え 1,525MHz以下の周波数を指定しようとするときは、申請者又は免許人に対し、当該周波数の使用期限を周知すること。

(E) 当該MCA陸上移動通信システム（デジタルを含む。）の運用開始の日（周波数の追加が行われた場合は、周波数の追加に係る変更の許可の日）から5年後の日において当該システムを使用する無線局数（申請中のもの及び第4の2に定める特定無線局における指定無線局数を含む。）が当該システムの周波数の数に対応する標準的収容可能見込局数の70%を超えないことが明らかな場合には、原則として当該システムの周波数の数を削減して変更申請を要するものであること。

(イ) 指令局（デジタルを含む。）及び陸上移動局

A 周波数

(A) 指令局及び陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。）

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

周波数ブロック1から50までの周波数ブロックの周波数（インターリーブ波を含む。）に対し、それぞれ55MHz高いすべての周波数を認めることとする。

b 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの

周波数ブロック1から30までの周波数ブロックの周波数（インターリーブ波を含む。）に対し、それぞれ48MHz低いすべての周波数を認めることとする。

(B) デジタル指令局及び陸上移動局（機能試験用無線局たる陸上移動

デジタル機能試験用無線局たる陸上移動局を除く。)

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

制御局の周波数にそれぞれ55MHz 又は80MHzを加えた全ての周波数(当該無線局から送信可能な周波数に限る。)を認めることとする。

b (略)

B～D (略)

E その他の事項

(A) (略)

(B) 平成25年1月1日以降は、現に905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

(C) 平成25年1月1日以降は、現に1,455.35MHzを超え1,465MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数及び905MHzを超え915MHz以下の周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

(D) 平成25年6月1日以降は、905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の再免許に当たっては、免許の有効期限が平成30年3月31日までの範囲であること。

(ウ) 機能試験用無線局等

A MCA制御局等と設備を共用する機能試験用無線局等の周波数
設備を共用するMCA制御局等に指定した周波数を認めることとする。

B A以外の機能試験用無線局等の周波数

通信の相手方となるMCA制御局等又はこれと設備を共用する機能試験用無線局等に指定した全部の周波数に対し、800MHz帯の周波数にあつてはそれぞれ55MHz 又は80MHz高い周波数を、1.5GHz帯の周波数にあつてはそれぞれ48MHz低い周波数を認めることとする。

(10)～(15) (略)

4 その他

(1) (略)

局を除く。)

a 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

制御局の周波数にそれぞれ55MHzを加えたすべての周波数(当該無線局から送信可能な周波数に限る。)を認めることとする。

b (略)

B～D (略)

E その他の事項

(A) (略)

(B) 891MHzを超え893MHz以下の周波数を指定しようとするときは、申請者又は免許人に対し、当該周波数の使用期限を周知するとともに、使用期限満了までに905MHzを超え915MHz以下の周波数へ移行することについて同意していることを確認する。

(C) 1,465MHzを超え1,477MHz以下の周波数を認める場合は、申請者又は免許人に対し、当該周波数の使用期限を周知すること。

(ウ) 機能試験用無線局(デジタルを含む。)

A MCA制御局(デジタルを含む。)と設備を共用する機能試験用無線局(デジタルを含む。)の周波数

設備を共用するMCA制御局(デジタルを含む。)に指定した周波数を認めることとする。

B A以外の機能試験用無線局(デジタルを含む。)の周波数

通信の相手方となるMCA制御局(デジタルを含む。)又はこれと設備を共用する機能試験用無線局(デジタルを含む。)に指定した全部の周波数に対し、800MHz帯の周波数にあつてはそれぞれ55MHz高い周波数を、1.5GHz帯の周波数にあつてはそれぞれ48MHz低い周波数を認めることとする。

(10)～(15) (略)

4 その他

(1) (略)

(2) 一周波同時送受話方式等の無線局

ア 用語の意義

本項(2)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 二周波時分割複信方式（以下「二波分割」という。）とは、

A 複信方式又は半複信方式による通信において、前記(イ)Bの方法を陸上移動局及び基地局双方において行うことにより、2つの陸上移動局からの双方向通話を周波数2波で同時に可能とするものである。…<別図(2)―1のIV参照>

B 二周波単信方式である陸上移動中継局を利用する無線システムにおいて、アップリンク（陸上移動局側）及びダウンリンク（陸上移動中継局側）の各音声信号（又はデータ信号）を1/2に圧縮（時分割）して送信し、空いた残りの1/2の時間を通信の相手方の陸上移動局からの音声信号（又はデータ信号）送信に割り当てることにより、同時双方向通話を可能とするものである。…<別図(2)―1のV参照>

イ 周波数割当て上の詳細審査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 二波分割の場合

前記アの(ウ)のAは、地域振興用陸上移動通信システムにあつては、陸上移動局及び基地局が、それぞれ規定している周波数のみを送信するものであること。

ウ (略)

エ 免許に当たっての考え方

(ア) (略)

(2) 一周波同時送受話方式等の無線局

ア 用語の意義

本項(2)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 二周波時分割複信方式（以下「二波分割」という。）とは、

A 複信方式又は半複信方式による通信において、前記(イ)Bの方法を陸上移動局及び基地局双方において行うことにより、2つの陸上移動局からの双方向通話を周波数2波で同時に可能とするものである。…<別図(2)―1のIV参照>

B 二周波単信方式である陸上移動中継局を利用する地域防災無線システム等において、アップリンク（陸上移動局側）及びダウンリンク（陸上移動中継局側）の各音声信号（又はデータ信号）を1/2に圧縮（時分割）して送信し、空いた残りの1/2の時間を通信の相手方の陸上移動局からの音声信号（又はデータ信号）送信に割り当てることにより、同時双方向通話を可能とするものである。…<別図(2)―1のV参照>

イ 周波数割当て上の詳細審査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 二波分割の場合

A 前記アの(ウ)のAは、地域振興用陸上移動通信システムにあつては、陸上移動局及び基地局が、それぞれ規定している周波数のみを送信するものであること。

B 前記アの(ウ)のBは、地域防災無線システムにあつては、陸上移動局（又は基地局）及び陸上移動中継局が、それぞれ規定している周波数のみを送信するものであること。

ウ (略)

エ 免許に当たっての考え方

(ア) (略)

(イ) 地域防災無線システムについては、次の各条件をすべて満足していること。

A 設備規則第49条の10及び昭和62年郵政省告示第302号「地域防災無線通信を行う無線局が装置する制御装置の条件」に適合しているものであること。

B 前記アの(ウ)のBの二波分割であつて前記イの(ウ)のBのとおり陸上移動局（又は基地局）及び陸上移動中継局が各々審査基準において規定している周波数のみを送信するものであること。

(イ) 一波送受の無線局工事設計書の記載方法については、次による。

A・B (略)

C 二波分割

(A) 二周波単信方式の無線局において導入する場合には、一波送受と同様とする。

(B) 二周波複信方式の無線局（地域振興用陸上移動通信システム等）において導入する場合には、通信方式の欄に「複信方式」と記載し、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」と記載されているものであること。

ATIS等については、一波送受と同様の記載方法とする。

(ウ) 一波送受方式等を導入する基地局等の中継する固定局（アプローチ回線）についても、周波数の繰返し利用に影響がない場合については、本件と同様の扱いをする。

引図 (2) - 1 (略)

(3)～(13) (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 (略)

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であって、850MHzを超え940MHz以下（以下本項において「800MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下（以下本項において「1.5GHz帯」という。）の周波数の電波を使用するものであって、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

(1)～(7) (略)

(8) 周波数等

ア (略)

イ 周波数は、次のとおりであること。

(ア) MCA陸上移動通信を行う特定無線局

無線局免許手続規則第21条第2項において準用する同規則第10条の2

C 陸上移動局相互間の通信を行う場合には、前記アの(ア)の一波送受であって、陸上移動局は規定している周波数のみを送信するものであること。

D 前記ウの(ア)のとおり、切替えスイッチ等により、従来方式（単信方式）での通信も可能となっているものであること。

(ウ) 一波送受の無線局工事設計書の記載方法については、次による。

A・B (略)

C 二波分割

(A) 二周波単信方式の無線局（地域防災無線システム等）において導入する場合には、一波送受と同様とする。

(B) 二周波複信方式の無線局（地域振興用陸上移動通信システム等）において導入する場合には、通信方式の欄に「複信方式」と記載し、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」と記載されているものであること。

ATIS等については、一波送受と同様の記載方法とする。

(エ) 一波送受方式等を導入する基地局等の中継する固定局（アプローチ回線）についても、周波数の繰返し利用に影響がない場合については、本件と同様の扱いをする。

引図 (2) - 1 (略)

(3)～(13) (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 (略)

2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局

MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であって、836MHzを超え915MHz以下（以下本項において「800MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの、又は1,453MHzを超え1,525MHz以下（以下本項において「1.5GHz帯」という。）の周波数の電波を使用するものであって、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。

(1)～(7) (略)

(8) 周波数等

ア (略)

イ 周波数は、次のとおりであること。

(ア) MCA陸上移動通信を行う特定無線局

A 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

第1項の規定による告示(以下「告示」という。)の1の表2に掲げる「ABH」又は「ABV」であること。

(イ) デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局

A 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

告示の2の表2に掲げる「DBH」又は「DBV」であること

B (略)

ウ 空中線電力の指定は、次のとおりとする。

(ア) MCA陸上移動通信を行う特定無線局

10W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要に応じ30Wを超えない範囲とする。

(イ) (略)

(9) (略)

(10) その他の事項

ア 平成25年1月1日以降は、現に905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

イ 平成25年1月1日以降は、現に1,455.35MHzを超え1,465MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(平成24年12月31日以前に免許申請のあったものを除く。)については、現に当該免許人が指定を受けている周波数及び905MHzを超え915MHz以下の周波数を除き、新たな周波数の指定は行わないものとする。

ウ 平成25年6月1日以降は、905MHzを超え915MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の再免許に当たっては、免許の有効期限が平成30年3月31日までの範囲であること。

3 (略)

平成2年郵政省告示第719号「陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号」(以下「告示」という。)の1の表2に掲げる「ABH」であること。

B 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの
告示の1の表2に掲げる「AAH」であること。

(イ) デジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局

A 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

告示の2の表2に掲げる「DBH」であること

B (略)

ウ 空中線電力の指定は、次のとおりとする。

(ア) MCA陸上移動通信を行う特定無線局

A 800MHz帯の周波数の電波を使用するもの

10W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要に応じ30Wを超えない範囲とする。

B 1.5GHz帯の周波数の電波を使用するもの

5W以下であること。ただし、回線品質を確保するため、必要に応じ30Wを超えない範囲とする。

(イ) (略)

(9) (略)

3 (略)